

# 公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等実施要領

(目的)

**第 1 条** この要領は、公益財団法人山梨県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者認定、登録等に関する規程（以下「規程」という。）に定める基本的事項の実施に必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

**第 2 条** 規程第 7 条第 1 項中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 農業土木科及び農業工学科
  - (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
  - (3) 衛生工学科、都市工学科及び土木環境工学科
  - (4) その他前 3 号に相当する課程として理事長が認めるもの
- 2 規程第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号中の実務経験年数は、受験申込日を基準として算定するものとする。
- 3 規程第 7 条第 1 項第 6 号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専修学校又は各種学校において、土木科又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業訓練施設において配管科を終了した者
  - (2) 規程第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に定める排水設備工事等の実務経験以外に、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の工事の設計又は施工（監理を含む。）に関して、合算した当該各号に定める期間の実務経験を有する者
  - (3) その他前 2 号に該当する者に準ずる者として、理事長が認める者
- 4 規程第 7 条第 2 項第 2 号の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

(受験申込み)

**第 3 条** 受験しようとする者（以下「受験者」という。）は、下水道排水設備工事責任技術者認定試験申込書（以下「受験申込書」という。）に次に掲げる書類等を添付して、理事長に提出しなければならない。

- 一 受験手数料の払込みを証する書類（金融機関の受取証）又はその写し
- 2 理事長は、受験申込書の提出を受けたときは、受験資格及び記載事項を確認のうえ受理し、速やかに受験者に受験票を送付するものとする。

(試験の実施方法)

**第 4 条** 試験は、筆記式とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

- 2 試験に出題する問題（以下「試験問題」という。）は、公益社団法人日本下水道協会が作成する共通試験問題とする。
- 3 理事長は、共通試験問題に加え、市町村の事情等を加味した独自の二次試験、又は追加講習を実施することができる。

4 試験の実施は、規程第9条第1項の規定により設置する委員会（以下「委員会」という。）において試験実施計画等を定めて行うものとする。

（委員会の業務の内容等）

**第5条** 委員会の業務の内容、運営等については、別に定める。

（合格取消しの異議申立て）

**第6条** 規程第11条の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日以後2週間以内に理事長に異議の申立てを行うことができるものとする。

2 理事長は、前項の異議の申立てを受けたときは、速やかに委員会に諮り、処分を決定して、これを申立人に通知しなければならない。

（試験講習の実施）

**第7条** 理事長は、規程第5条第2項に規定する試験講習を開催するときは、あらかじめ委員会において、試験講習実施計画等を定めて行うものとする。

（登録の申請）

**第8条** 規程第12条第2項の申請は、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(2) 規程第7条に規定する受験資格を有することを証する書類（卒業証明書等）

(3) 写真1枚（縦4センチメートル、横3センチメートル、提出日6箇月以内に撮影した無背景、正面、上半身、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさと写っているもの）

(4) 登録手数料の払込みを証する書類（金融機関の受取証）又はその写し

2 理事長は、申請書の提出があったときは、遅滞なく、申請書記載事項、登録の年月日及び番号を責任技術者登録簿に記載しなければならない。

3 規程第12条第2項に定める理事長が指定する期日は、合格の通知を行った日から2箇月経過した日とする。ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合には、1箇月を期日として延長することができるものとする。

（登録更新）

**第9条** 登録更新を受けようとする責任技術者は、下水道排水設備工事責任技術者登録更新申請書に次に掲げる書類等を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し（ただし、住所に異動があった場合のみ）

(2) 写真1枚（縦4センチメートル、横3センチメートル、提出日6箇月以内に撮影した無背景、正面、上半身、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさと写っているもの）

(3) 登録手数料の払込みを証する書類（金融機関の受取証）又はその写し

（登録の取消し又は一時停止）

**第10条** 理事長は、規程第18条の規定により登録を取り消し又は期間を定めて登録の効力を停止しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聞くものとする。

(登録の取消し又は一時停止の異議申立て)

**第 11 条** 規程第 18 条の規定により登録を取り消し又は期間を定めて登録の効力を停止したことについての異議申立てについては、第 6 条の規定を準用する。

(登録者名簿の送付)

**第 12 条** 理事長は、規程第 13 条の登録及び規程第 18 条の取消又は期間を定めて登録の効力を停止したときは速やかに登録者名簿を作成し、市町村に送付するものとする。

(更新講習の指定)

**第 13 条** 理事長は、登録更新及び更新講習の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の指定を行うものとする。

2 疾病、傷害等止むを得ない事由により、更新講習を受けることができない責任技術者は、それらの事由を証する書類を添え、理事長に届け出なければならない。この場合、理事長は、別に更新講習に相当する講習の指定を行うものとする。

3 更新講習の実施は、委員会において更新講習実施計画等を定めて行うものとする。

(書類の様式)

**第 14 条** 規程及びこの要領の規定により作成する書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定による受験申込書 第 1 号様式
- (2) 第 3 条第 2 項の規定による受験票 第 2 号様式
- (3) 第 8 条第 1 項の規定による申請書 第 3 号様式
- (4) 第 8 条第 2 項の規定による下水道排水設備工事責任技術者登録簿 第 4 号様式
- (5) 規程第 13 条第 1 項の規定による下水道排水設備工事責任技術者証 第 5 号様式
- (6) 規程第 13 条第 3 項の規定による異動届 第 6 号様式
- (7) 規程第 13 条第 4 項の規定による再交付申請書 第 7 号様式
- (8) 第 9 条の規定による下水道排水設備工事責任技術者登録更新申請書 第 8 号様式

(委 任)

**第 15 条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成 4 年 12 月 25 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 8 年 1 月 24 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、公益財団法人山梨県下水道公社の設立の登記の日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 3年 7月 1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。